

法 令 名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 平成12. 5. 8法律第57号 改正平成29. 5. 19法律第31号
制 度 の 趣 旨	この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限のほか建築物の構造規制に関する所要の措置等により、土砂災害防止対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。(法第1条)
指定区域	知事が関係市町村長の意見を聴いて、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」を指定する。 ○土砂災害警戒区域 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、市町村により、警戒避難体制の整備等が行われる。(法第7条, 第8条) ○土砂災害特別警戒区域 土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。(法第9条, 第10条, 第25条)
規 制 の 内 容	○土砂災害警戒区域には開発等に対する法的な規制は設けられていない。 ○土砂災害特別警戒区域に指定されると区域内での次のような行為は、知事の許可を受けなければならない。 (特定開発行為に対する許可) 住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設などの要配慮者利用施設等の開発行為は、基準に従ったものに限って許可される。ただし、非常災害のために必要な応急措置、仮設建築物を建築するための開発行為はこの限りではない。(法第10条, 令第5条) (建築物の構造の規制) 居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃力に対して構造が安全であるかなどについて、建築基準法が適用される。(法第25条) (建築物の移転等の勧告および支援措置) 著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、安全な区域に移転する等、土砂災害の防止・軽減のための措置について、知事が勧告することができる。また、区域外への移転等に対しては、資金の融資等の支援措置が図られる。(法第26条, 第34条)
許 可 基 準	○法第10条第1項に係るもの (許可の基準) 特定予定建築物における土砂災害を防止するための対策工事の計画が、政令で定める技術的基準に従ったもので、かつ、申請手続が法令等に違反していないと認められるもの。(法第12条) (許可の条件) 知事は法第10条第1項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付すことができる。(法第13条) (許可の特例) 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、知事との協議が成立することをもって足りる。(法第15条) (建築物の構造の規制) 居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃力に対して構造が安全なものとなるよう建築物の構造耐力の基準が政令により定められている。(法第24条)
許 可 手 続	法第10条第1項 事業主(開発行為者) 許可申請書 申請 許可 東部県土整備局 総合県民局 法第15条 国、地方公共団体等 協議書 協議 回答 東部県土整備局 総合県民局
照 会 先	県土整備部砂防防災課 (088-621-2540)